

洋上風力発電に係る先行地視察委託業務契約書

福岡県風力発電産業振興会議（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）とは、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）により、次のとおり委託契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（業務名）

第1条 業務名は、洋上風力発電に係る先行地視察委託業務（以下「業務」という。）とする。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、契約締結日から令和7年12月26日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円）を上限とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条により減免できるほかこれを徴する。

（法令等の遵守）

第5条 本業務の実施にあたっては、仕様書のほか、仕様書記載の関係法令等に準拠しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 受注者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

（権利義務の譲渡等）

第7条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 委託者は、受託者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受託者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書きの承諾をしなければならない。

3 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を委託者に提出しなければならない。

（事業実施計画）

第8条 受託者は、契約締結後速やかに業務実施計画書を委託者に提出し、委託者の承認を得なければならない。

（基準に不適合の場合）

第9条 委託者は、受託者の業務が仕様書に示すものに適合していないときは、その業務の手直しを命じることができる。

2 受託者は、前項の規定による命令があったときは、速やかに仕様書に適合するように手直しを行い、再確認を受けなければならない。この場合における費用は受託者の負担とする。

(秘密保持)

第 10 条 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、また本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく外部に貸与並びに使用させてはならない。

(個人情報の保護)

第 11 条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約不適合責任)

第 12 条 委託者は、受託者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、委託者が必要と認める方法により履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 委託者は、受託者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 委託者は、納品時から 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(業務の監督)

第 13 条 委託者は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、受託者の業務の実施状況等について受託者の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。

2 受託者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(業務実施の確認)

第 14 条 受託者は、成果物及び収支精算書を提出し、委託者の検査を受け、委託者による業務の履行確認を受けなければならない。

2 修正が必要な場合は速やかに委託者の指示のもと修正を行うものとし、その費用については全て受託者の負担とする。

3 委託者は、第 1 項及び前項の規定による業務の履行確認の上、委託料の額を確定して受託者に通知するものとする。

4 前項の委託料の確定額は、業務の処理に要した経費の実支出額と第3条に規定する委託料の上限額のいずれか低い額とする。

(委託料の支払)

第15条 受託者は、前条第3項及び第4項の規定による委託料の額の確定通知があったときは、委託者に対して委託料を請求するものとする。

2 委託者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に、受託者に委託料を支払うものとする。

(臨機の措置)

第16条 委託者は、緊急に必要な業務が生じたときは、受託者に対し、適切な臨機の措置をとることを求めることができる。また、受託者は、緊急に必要な業務が生じたときは、適切な臨機の措置を講じなければならない。この場合、受託者は、直ちにその措置を遅延なく委託者に報告しなければならない。

2 前項の規定に要した経費のうち、委託料に含めることが適当でないと認められる部分の経費については、委託者が負担する。

(損害賠償)

第17条 受託者は、本業務中または作業後といえども委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、所要の措置を講ずるとともに、委託者にその状況及び内容を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

2 この場合、受託者は委託者の責任による損害を除き、生じた事故に対し一切の責任を負い、損害賠償等についても受託者の責任において解決するものとする。

(仕様変更)

第18条 委託者は、仕様書に定める事項に変更があるとき、業務に関連する法令の改正等によらない業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受託者への通知をもって仕様書を変更することができる。

(事情変更による委託料の変更)

第19条 委託者又は受託者は、前条の場合によるほか、この契約締結時において、予期することのできない特別な事情により、日本国内における賃金又は物価に著しい変動を生じ、委託料が著しく不適當となったときは、相手方に対し、委託料の変更を請求することができる。

2 前項の規定に基づき委託料の変更が請求された場合であって、当該請求が妥当と認められるときは、委託料の変更額について、委託者及び受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。

(委託者の催告による解除権)

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受託者に損害があつても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - 二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
 - 三 正当な理由なく、第 12 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により、委託者がこの契約を解除したときは、受託者は違約金として、委託者が契約を解除した日から 10 日以内に、委託料の 100 分の 10 に相当する金額を委託者に支払わなければならない。この場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 3 前項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。
(委託者の催告によらない解除権)
- 第 21 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
 - 二 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
 - 三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
 - 四 解散、合併、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
 - 五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 一 前項各号に定めるもののほか、受託者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
 - 二 受託者の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。
 - 三 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 四 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 五 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 七 第 20 条又は第 21 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

八 第 28 条第 1 項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。

九 第 28 条第 3 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

十 受託者が委託者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

3 前二項の規定により、委託者がこの契約を解除したときは、受託者は違約金として、委託者が契約を解除した日から 10 日以内に、委託料の 100 分の 10 に相当する金額を委託者に支払わなければならない。この場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 前項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。
(暴力団排除)

第 22 条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第 1 号又は第 2 号に該当することを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、委託料の 100 分の 10 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第 2 項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 23 条 前三条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第 24 条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受託者の催告によらない解除権)

第 25 条 受託者は、第 18 条の規定による仕様変更により委託料の年額が 3 分の 2 以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 26 条 第 24 条第 1 項又は前条第 1 項に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(遅滞損害金)

第 27 条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅滞日数に応じ、委託料の年 2.5 パーセントの割合で計算した額に相当する額を遅滞損害金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 28 条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 委託者は、受託者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受託者の委託料債権の譲渡について、第 1 項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受託者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を委託者に提出しなければならない。

(紛争の解決)

第 29 条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(著作権の帰属)

第 30 条 本業務の実施により、受託者が得た成果に係る著作権は委託者に帰属する。ただし、委託者及び受託者が協議の上、別途取り扱いを決定した場合は、この限りでない。

(協議)

第 31 条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、委託者及び受託者で協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県風力発電産業振興会議

会長 貫 正義

受託者

住所

氏名